

さいたま市告示第 1382 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条により、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 26 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区西堀三丁目 864 番 4
- (2) 指定の年月日 令和 7 年 8 月 26 日
- (3) 指定の番号 第南 25－012 号
- (4) 道路の幅員 4.00 m
- (5) 道路の延長 2.62 m